

外来生物法第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用の変更について

環境省

1

【背景】

1. セイヨウオオマルハナバチの特定外来生物への指定
2. セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針の策定

【現状】

3. クロマルハナバチへの転換の状況について

【今後の取組】

4. 外来生物法第5条に基づく飼養等の許可の運用について

2

トマト等の栽培におけるマルハナバチの利用

- マルハナバチは90年代から導入。
トマト等の授粉の省力化に寄与。



写真：神戸裕哉

ホルモン剤（トマトーン）のスプレー作業



セイヨウオオマルハナバチ

- 日本における送粉サービスの経済価値は約4,700億円。
→このうち53億円が施設マルハナバチ。
((国研)農研機構 農業環境変動研究センターの推計値)

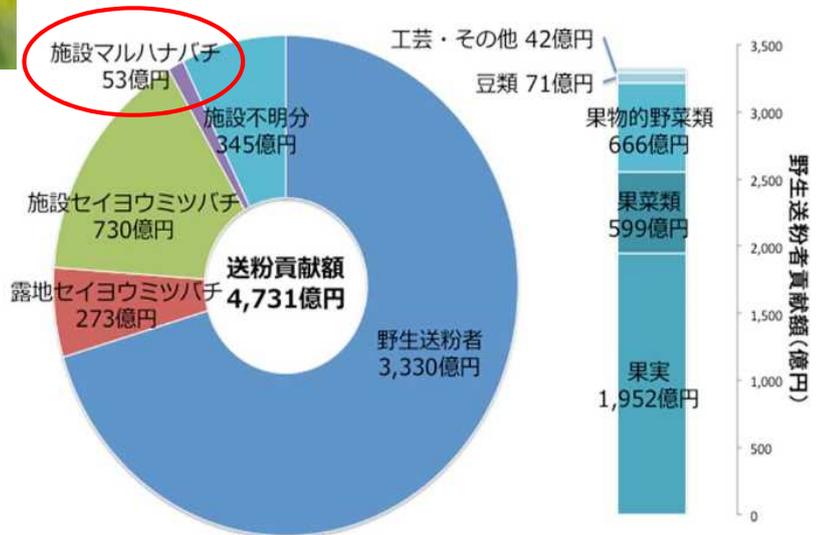


図1 野生送粉者と飼養昆虫の貢献額(左図)と野生送粉者の作物種別の貢献額(右図)

3

セイヨウオオマルハナバチの特定外来生物への指定

- 1996年（平成8年）に北海道において、セイヨウオオマルハナバチの女王の野外越冬と自然巣を初確認。その後も急速に生息域を拡大。
- セイヨウオオマルハナバチによる、餌資源を巡る競合、巣の乗っ取り、生殖攪乱等により、在来種のエゾオオマルハナバチの減少も確認。

→ 2006年（平成18年）に「特定外来生物」に指定。



写真：光畑雅弘



写真：鷲谷いづみ

北海道の野外で確認されたセイヨウオオマルハナバチと自然巣

4

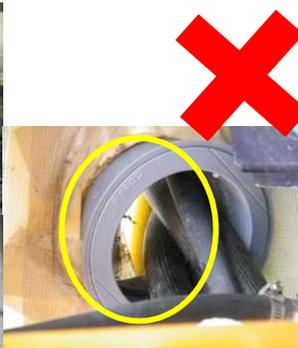
セイヨウオオマルハナバチの飼養許可と営農上の義務

- 特定外来生物は、原則として飼養が禁止。ただし、セイヨウオオマルハナバチは、農業資材として広く産業利用されていたことから、「生業の維持」を目的とする場合には3年ごとに環境大臣の許可を受けた上で利用を認めている。
- 利用する場合は施設開口部へのネット展張や施設の出入口を二重にする等の対策が必要。

→ 法律に抵触すると、個人で3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人で1億円以下の罰金等の罰則が適用される可能性。



ハウスと地面の間やビニールの破れなどの開口部
(速やかにふさいでください)

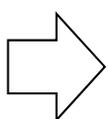


施設の出入口 (二重でのネット展張)
(開けっ放しは×)

5

「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」の策定

- マルハナバチへの需要が増大したこともあり、セイヨウオオマルハナバチの出荷量は指定前と同水準
- セイヨウオオマルハナバチや代替種である在来のクロマルハナバチ等の利用の課題と対応方向を整理
- 検討委員会 (H29. 2. 20) での議論を経て、パブリックコメントを実施 (H29. 2. 28~3. 29)、環境省と農林水産省で策定 (H29. 4. 21)



現時点での科学的知見等を用いて評価

2017年 (平成29年) 4月に代替種の利用方針を策定

<主な論点>

- 代替種への転換とセイヨウオオマルハナバチの利用縮小に向けた対応方向
- 代替種が開発されていない地域 (北海道、奄美大島以南) における取扱
- 代替種の自然分布域外での利用による定着リスクや遺伝的攪乱の可能性等

地域ごとのリスク評価結果と代替種の利用方針

<北海道>

- ・クロマルハナバチは生息していないが、他のマルハナバチは生息している。
- ・クロマルハナバチの定着・遺伝的攪乱リスクは高い。

- ・クロマルハナバチは利用しない。
- ・代替種（エゾオオマルハナバチ）を実証利用（実証後、転換を推進）。

<本州・四国・九州>

- ・クロマルハナバチは生息している。

- ・クロマルハナバチを適切な管理の上、利用。
- *ただし、クロマルハナバチが自然分布していない島しょ地域についてはリスク評価が必要。

<奄美大島以南>

- ・マルハナバチ類は生息していない。
- ・クロマルハナバチの本来の生息域ではないが、定着リスクは低い。

- ・クロマルハナバチを適切な管理の上、利用。
- *ただし、万一にも定着するリスクについては注意が必要

7

利用方針(2017.4月)で示された利用転換の方向性

- 産業に悪影響を与えないよう留意しながら、最終的にはセイヨウオオマルハナバチの利用をなくしていく必要。
- 農業者をはじめ、マルハナバチに関わる行政、マルハナバチ販売事業者等の関係者の協力のもと、クロマルハナバチへの「計画的な」転換を進める必要。
- 2020年までにセイヨウオオマルハナバチの総出荷量※（代替種が開発されていない北海道を除く）を半減することを目指す。

※2015年総出荷量(およそ6万群)

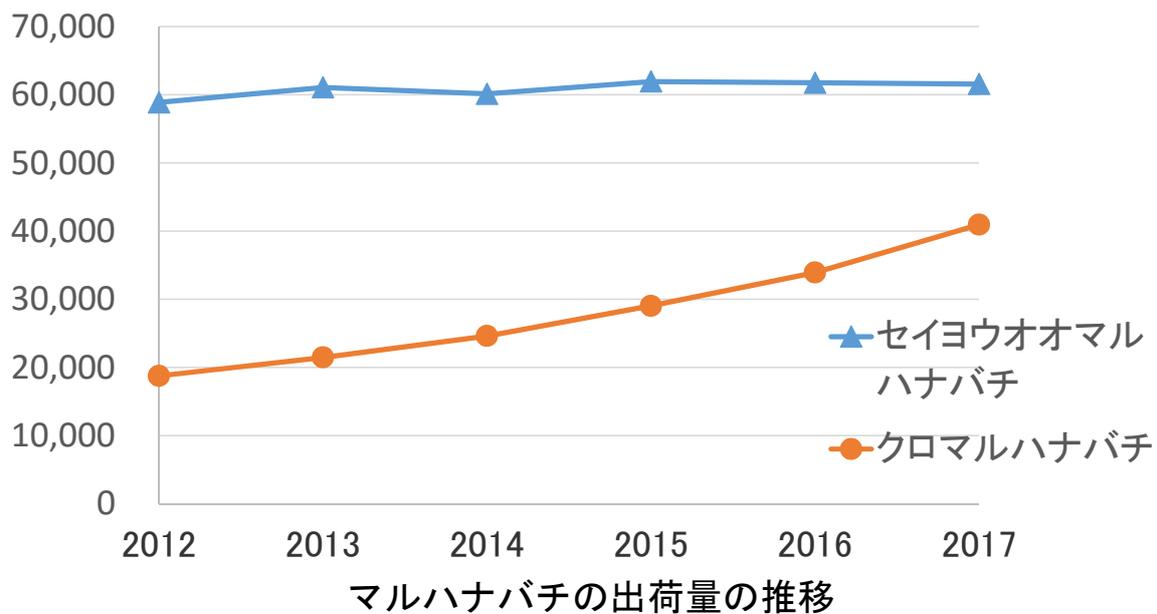


クロマルハナバチでも
十分生産できるね！

しっかり管理されてい
て地域の環境にも優
しいね



クロマルハナバチへの転換の現状について



- セイヨウオオマルハナバチの利用の削減は見られない（微増）
- 「2020年までに半減」の目標値に対しては大きな乖離
- 一方、クロマルハナバチの利用は伸びている

9

クロマルハナバチの利用比率（地方別）

	2012	2017
東北	71%	87%
関東	28%	50%
北陸	60%	80%
東海	28%	41%
近畿	42%	55%
中国四国	41%	56%
九州	10%	25%
沖縄	7%	30%

※マルハナバチ販売事業者提供データを利用して作成。マルハナバチの出荷量中のクロマルの割合を算出。

- 全体的に利用比率は上がっている
- 地方によって利用比率に差が見られる
- 100%クロマルハナバチに転換済みの県もある

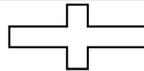
10

クロマルハナバチへの計画的な転換に向けて

- クロマルハナバチへの転換について地域毎にご理解・取組が進んでいる。
- 農業者をはじめ、マルハナバチに関わる行政、マルハナバチ販売事業者等の関係者の協力のもと、クロマルハナバチへの「計画的な」転換を進めるため、具体的な取組を実施。



引き続き、クロマルハナバチの適切な利用を促進



クロマルハナバチの利用が可能な状況を踏まえ、セイヨウオオマルハナバチの利用を低減していく法の運用

- 特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチは、原則飼養禁止
- 許可の対象は「学術研究、展示や教育、生業の維持」の目的に限定
- 代替種であるクロマルハナバチの利用により生業の維持が可能である現状を踏まえて転換を一層勧奨

11

「生業の維持」目的での飼養等の許可 運用変更の概要

- 「生業の維持」の目的での許可は原則、「現にセイヨウオオマルハナバチを利用している場合」と「数量を増加させない場合」に限る。
- 地域毎の状況を踏まえて、段階的に運用を変更する。

<今後のセイヨウオオマルハナバチの利用に係る許可の運用>

	2019年9月以降	2022年4月以降	将来
北海道	取扱は変更しない * 代替種の開発を進める	代替種の開発状況を踏まえて運用変更を検討	
本州、四国、九州 (クロマルハナバチが生息しない島しょ部を除く)	<u>○新規の申請は許可しない(ただし、事業を引き継ぐ場合は個別に認める)</u> <u>○継続の申請は許可する(ただし、数量の増加には理由書・転換に向けた計画書が必要)</u>	<u>○継続の申請は許可する(ただし、数量の増大は認めない)</u>	代替種の開発状況や利用状況等を踏まえ、許可の対象をより限定する
奄美以南 及びクロマルハナバチが生息しない島しょ	取扱は変更しない * 代替種によるリスク評価を行う	リスク評価の状況を踏まえて運用変更を検討	

12

セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可 具体的な変更点

想定されるケース	従来取扱	2019年9月～	2022年4月～
①他の作物からセイヨウを利用する作物に転換する【新規申請】	<u>(2006年以前に営農していれば)</u> 許可する	<u>許可しない</u>	
②トマト等を栽培していたが、新たにセイヨウを利用する【新規申請】			
③セイヨウを用いた農業を引き継いで新たにセイヨウを利用する【新規申請】	個別に判断して許可する	<u>二親等以内の親族であるなど、従前許可を得ていた者と一体と見なせる者が、土地や施設とともに許可の内容を引き継ぐ場合に限り</u> 許可する	
④引き続きセイヨウを用いて農業を行う【更新】(規模拡大のため飼養数の増大を伴う)	個別に判断して許可する	<u>すぐに転換ができないことを説明する理由書・転換に向けた計画書等を確認し、個別に判断して許可する</u>	<u>許可しない</u>
⑤引き続きセイヨウを用いて農業を行う【更新】(規模拡大のための飼養数の増大を伴わない)	許可する	許可する	許可する

13

その他の取組の予定について

【輸入・生産量の抑制】

2019年9月以降、輸入・生産事業者の飼養等の許可については、過去3年間の出荷実績に応じた数量を上限とする。

【代替種の開発】

北海道におけるエゾオオマルハナバチの開発

【その他必要な事項】(「利用方針」より)

- マルハナバチ類の処分方法、回収システムの検討
- マルハナバチ類の逸出防止策の検討
- マルハナバチ類の分布及びその変化に関する情報の把握
- 野外におけるセイヨウオオマルハナバチの防除の推進

将来的には、全国で統一した方針に沿って、セイヨウオオマルハナバチの利用をなくしていくことが求められます。

14

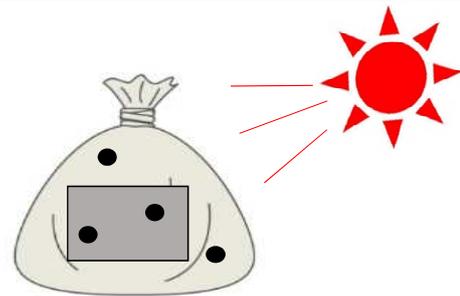
クロマルハナバチの適切な利用の促進

- 資材としての効果的な利用：
野外にはトマトよりも魅力的な植物が多く、クロマルハナバチが逸出し、
資材としての効果が低下する恐れがある。
- 生態系への影響の最小化：
在来種であっても、人為的に均一化された遺伝子をもつマルハナバチが野外に逸出すると**自然界へ影響をもたらすリスク**がある。

①施設の開口部等にネット展張する



②使用済み巣箱は施設内でビニール袋に入れて蒸し込み、死滅させる



施設へのネット展張は受粉効率の向上にもつながります。
害虫や鳥による被害防止のためにも、必ずネット展張を行いましょ

15

まとめ

<今後の取組>

- クロマルハナバチが利用可能な状況を踏まえて許可の運用を行う（輸入・生産と利用の現場双方で段階的に変更）
- 引き続き、クロマルハナバチの適正な利用を促進する
- 代替種が開発されていない地域（北海道、奄美大島以南、その他の島しょ部）における取組方向を検討する

<当面のスケジュール>

- 2019年2月
主要な産地での説明会（今回）
- 2019年3月
運用の変更にに関するパブリックコメント
- 2019年4月
運用の変更にに関する通知の発出（環境事務所、都道府県宛）
- 2019年9月
通知の内容の発効

農業者や関係機関の皆様におかれましては、
外来生物対策及び利用方針の趣旨のご理解と今後の取組をお願いします。